

釧路市ふるさと納税返礼品を提供する 事業者並びに返礼品募集要項

1. 目的

釧路市へのふるさと納税の促進や地元特産品等のPR・販売促進、さらに地域経済の活性化、関係人口の拡大等の相乗効果を図るため、寄附者に対し返礼の品として贈呈する商品やサービス（以下、返礼品という。）の提供をする事業者並びに返礼品を募集する。寄附金の使途は、学校教育・生涯学習の振興、動物園の充実、保健・医療・福祉の充実、まちづくり、阿寒・音別地区の振興等とする。

2. 事業者の要件

釧路市ふるさと納税返礼品を提供する事業者（以下、返礼品提供事業者という。）に応募できる者は、次に掲げる要件をすべて満たしている者とする。

- ① 各種法令を遵守し事業を行う者。
- ② 釧路市内に事業所を有する法人、組合、その他団体、個人であること。ただし、総務省告示（令和5年告示第244号）第5条各号に合致している場合にあってはこの限りではない。
- ③ 市町村から課税されている全税目について、未納がないこと。消費税及び地方消費税について、未納がないこと。
- ④ 釧路市暴力団排除条例（平成24年条例第33号）第2条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団関係事業者に該当しない者であること。
- ⑤ 酒類を応募する事業者は、一般酒類小売業免許を取得している者であること。
- ⑥ 返礼品提供事業者の責任において発注書の管理、受付及び発送作業が行える体制が整っていること。
- ⑦ 返礼品の提供に係る問い合わせ、事故及びトラブル（配送に関するトラブルを含む）等への対応、品質の保証、クレーム対応、損害賠償が生じた場合に適切な対応が可能であり、また、その対応等について市が業務委託している事業者（以下、委託業者という。）へ速やかに報告ができること。
- ⑧ 提案した返礼品を変更・辞退する場合に委託業者へ速やかに報告できること。
- ⑨ 寄附者から問い合わせが多くあるなど、釧路市が返礼品の確認が必要と認めた場合は、提案された商品の試食、試飲、目視等の返礼品の確認作業に対応ができること。
（試食等のために必要となるサンプル品の提供については返礼品提供事業者負担。）
- ⑩ ふるさと納税の申込みに大きく影響する、返礼品の名称や画像・PRコメントへの工夫を凝らすことが可能であること。

3. 返礼品の要件

釧路市ふるさと納税返礼品に応募できる返礼品は、地方税法（昭和25年法律第226号）第37条の2第2項及び第314条の7第2項に規定する募集の適正な実施に係る基準及び地方税法第37条の2第2項各号及び第314条の7第2項各号に掲げる基準、平成31年総務省告示第179号に掲げる基準（総務省における地場産品基準）に適合するもので、

かつ次に掲げる要件をすべて満たしている商品とする。

- ① 平成 31 年総務省告示第 179 号第 5 条に掲げる「地場産品基準」に基づくものであること。
- ② 釧路市の魅力向上、PRにつながるものであること。
- ③ 食品衛生法、食品表示法、農林物資の規格化等に関する法律、商標法、特許法、著作権法、不当景品類および不当表示防止法、不正競争防止法など、関係法規を遵守しているものであること。
- ④ 返礼品に関する情報（返礼品の説明文や写真データ等）が提供可能であること。写真データ等について、返礼品提供事業者以外の第三者が著作権を持つ画像を使用する場合には、必ず利用の許諾を受けていること。

4. 返礼品の決定

釧路市は事業者要件、返礼品要件から返礼品の登録に係る審査を行い、その後総務省へ申請・承認を経て最終的に決定する。

5. 返礼品の価格等

- ① 返礼品の価格は、送料を除き、消費税、梱包料等の必要経費を含めること。（通販サイトに見られるような手数料や協賛金は不要）
- ② 返礼品の価格は、市場価格を参考に設定すること。
- ③ 返礼品の内容は、「単品」「詰め合わせ」のどちらでも可能とする。
- ④ 当該返礼品に対する寄附金額は、次の算式を基本としつつ、送料等も勘案したうえで釧路市が設定する。

（算式）寄附金額＝返礼品の価格×25分の100（1,000円未満の端数がある場合は、500円単位で切り上げ）

※体験型返礼品の場合は、寄附金額＝返礼品の価格×30分の100（1,000円未満の端数がある場合は、500円単位で切り上げ）

- ⑤ 定期便等を除いた返礼品の発送は、設定した寄附金額の区分1件につき1回の発送とする。

6. 返礼品の発送等

- ① 返礼品の発送については、釧路市または委託業者からの発注を受けてから発送すること。
- ② 返礼品の発送から到着までの寄附者の対応及び商品についての問い合わせやクレーム対応については、返礼品提供事業者の責任で行うこと。
- ③ 施設利用券などのいわゆる「チケット」の配送は、釧路市または委託業者が指定した方法を利用するものとする。

7. 個人情報の保護

返礼品の発送に係る寄附者の個人情報については「釧路市個人情報保護条例」及び関係法令を遵守し、適切に管理すること。また、寄附者の個人情報は、返礼品の発送以外の目的に使用しないこと。返礼品提供事業者でなくなった場合も同様とする。

8. 取扱いの中止

次のいずれかに該当するときは、取扱いを中止する。

- ① 応募内容に虚偽があったとき。
- ② 「釧路市ふるさと納税返礼品を提供する事業者並びに返礼品募集要項」に定める要件を満たさなくなったとき。
- ③ 釧路市及び寄附者に損害を及ぼす行為があったとき。
- ④ その他、寄附者からの苦情が著しく多く、返礼品としての取り扱いがふさわしくないと判断される場合など。

9. 問い合わせ・応募先及び応募方法

① 問い合わせ・応募先

委託業者：(株)日本旅行北海道 釧路支店

〒085-0027 釧路市仲浜町5番15号

TEL：0154-99-9460 / FAX：0154-99-9977

E-mail：kushiroshi_furusato@nta.co.jp

② 応募方法

下記③提出書類（１）（２）に必要事項を記入し、必要に応じて（３）～（６）を添付のうえ、持参、郵送又は電子メールにより①応募先まで提出すること。

③ 提出書類

（１）（別紙１）返礼品提供事業者登録書・誓約書	すべての事業者 ※１事業者につき１枚作成すること。誓約書署名時には改めて募集要項要件確認のこと。
-------------------------	---

(2) (別紙2) 返礼品企画提案書	すべての事業者 ※返礼品1件につき1枚作成すること ※「6 返礼品の掲載内容(返礼品の画像・PRコメント)」の画像データについては、電子メールにより提出すること ※データサイズは500KB～1MBとすること ※画像データのタイトルは、「事業者名(通し番号 返礼品名)」(例:〇〇株式会社(〇1 釧路産△△△))とすること。 ※応募書類については、承認・非承認に関わらず返却しないので留意すること。
(3) 市町村民税完納証明書 釧路市の場合、市役所本庁舎1階市民税課、両行政センター、各支所にて発行	すべての事業者 ※釧路市外に住所のある事業者は、住所のある自治体発行の証明書を提出。 ※申請日前3ヶ月以内のものを有効とする ※申請日時点で直近の年度分を発行
(4) 納税証明書(その3) 税務署にて発行 証明書の種類…その3 税目…消費税及地方消費税を選択し証明書を発行	すべての事業者 ※申請日前3ヶ月以内のものを有効とする
(5) 一般酒類小売業免許証の写し	酒類を応募する事業者
(6) 食品表示の写し	食品を応募する事業者
(7) その他	返礼品の形態によって追加で書類提出が必要な場合がある。

(注意) 上記(3)(4)について、事業者が任意団体で、団体としての証明書を提出できない場合は、団体代表者個人の書類とする。

④ 募集期間

年間通じて随時受付とする。ただし、年内受付の締め切りは原則10月15日までとし、次回の受付開始は年明け1月からとする。

※土日祝日の場合は翌日以降の平日とする。

※ふるさと納税ポータルサイトへの掲載は、提案書の受付から釧路市の審査・総務省の承認を経て決定し、受付から掲載まで3か月～5か月を目安とする。

⑤ 選考等

釧路市の審査及び総務省への申請・承認を経て、返礼品提供事業者要件、返礼品要件を総合的に判断し、釧路市ふるさと納税返礼品として適当と認められる場合、その返礼品提供事業者並びに返礼品として決定し通知する。

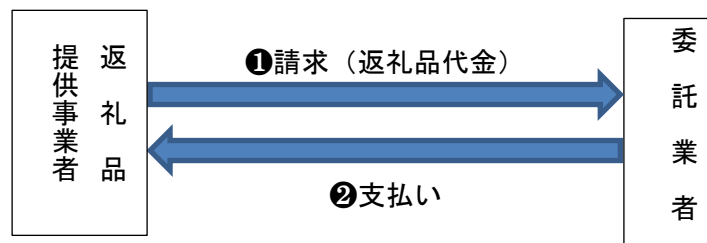
10. 寄附後の流れ

① 返礼品の発送

寄附があった場合、委託業者からFAX又は電子メールにて返礼品提供事業者宛てに通知があり、その後釧路市指定の宅配業者から宅配伝票が返礼品提供事業者に到着。返礼品を梱包後に伝票を貼り付け、設定期間内に発送のこと。サービス提供の返礼品の場合はこの限りでない（別途協議）。

② 代金の支払い

返礼品代金は、返礼品提供事業者からの請求により、委託業者を介して支払うものとする。



※翌月10日までに請求 ⇒ 翌月末日までに支払い

（例：10月分の場合 11月10日までに請求 ⇒ 11月30日までに支払い）

11. その他

- ① 返礼品提供事業者は、おおむね2年ごとに事業者登録を更新することとし、釧路市が提出を求めた際には速やかに必要書類を提出すること。なお、総務省等の公的機関より請求があった場合は、申請書類を開示することがある。
- ② 返礼品提供事業者は、登録内容に変更が生じたときや登録を取消しする場合は速やかに釧路市へ報告すること。
- ③ 本要項については見直すことがある。

附 則

- 1 本要項は、令和4年6月1日から施行する。

本要項は、令和5年11月14日から施行する。

本要項は、令和7年8月18日から施行する。